

平成29年村上市議会第1回定例会会議録(第1号)

○議事日程 第1号

平成29年2月21日(火曜日) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第1号 碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願
- 第 7 請願第2号 (仮称)新村上総合病院建設設備工事に関する請願書
- 第 8 報第 1号 専決処分の報告について
報第 2号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 1号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議第 6号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第11 議第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 平成29年度村上市施政方針
- 第14 議第 9号 平成29年度村上市一般会計予算
議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算
議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第12号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第13号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第14号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第15号 平成29年度村上市介護保険特別会計予算
議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算
議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算

- 第 1 5 議第 2 0 号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第 2 1 号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 議第 2 2 号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
- 第 1 6 議第 3 4 号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
- 議第 3 5 号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について
- 議第 3 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 7 議第 3 7 号 市道路線の認定について
- 議第 3 8 号 市道路線の変更について
- 議第 3 9 号 市道路線の廃止について
- 議第 4 0 号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 1 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 8 議第 4 2 号 平成 2 8 年度村上市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 1 9 議第 4 3 号 平成 2 8 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 4 4 号 平成 2 8 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 4 5 号 平成 2 8 年度村上市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 4 6 号 平成 2 8 年度村上市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 4 7 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
- 日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
- 日程第 6 請願第 1 号 碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願
- 日程第 7 請願第 2 号 (仮称)新村上総合病院建設設備工事に関する請願書
- 日程第 8 報第 1 号 専決処分の報告について
報第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議第 1 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 2 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 3 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 4 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 5 号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 議第 6 号 村上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 議第 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 12 議第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 平成 29 年度村上市施政方針
- 日程第 14 議第 9 号 平成 29 年度村上市一般会計予算
議第 10 号 平成 29 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 11 号 平成 29 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 12 号 平成 29 年度村上市蒲萄スキ一場特別会計予算
議第 13 号 平成 29 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 14 号 平成 29 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 15 号 平成 29 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 16 号 平成 29 年度村上市下水道事業特別会計予算
議第 17 号 平成 29 年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第 18 号 平成 29 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第 19 号 平成 29 年度村上市上水道事業会計予算
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 15 議第 20 号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について

- 議第 2 1 号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 議第 2 2 号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
- 日程第 1 6 議第 3 4 号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
- 議第 3 5 号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について
- 議第 3 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議第 3 7 号 市道路線の認定について
- 議第 3 8 号 市道路線の変更について
- 議第 3 9 号 市道路線の廃止について
- 議第 4 0 号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 1 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 8 議第 4 2 号 平成 2 8 年度村上市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 9 議第 4 3 号 平成 2 8 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 4 号 平成 2 8 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 5 号 平成 2 8 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 6 号 平成 2 8 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 7 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（26名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	板垣喜美男君
政策推進課長	渡辺正信君
自治振興課長	川崎光一君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
保健医療課長	菅原順子君
介護高齢課長	富樫孝平君
福祉課長	加藤良成君
農林水産課長	山田義則君
商工観光課長	竹内和広君

建設課長	中村	則彦	君
都市計画課長	東海林	則雄	君
下水道課長	早川	明男	君
水道局長	川村	甚一	君
会計管理者	中村	るみ子	君
農業委員会			
	小川	寛一	君
事務局長			
代表監査委員	瀬賀	良	君
選管・監査			
	木村	正夫	君
事務局長			
消防長	長	研一	君
学校教育課長	遠山	昭一	君
生涯学習課長	田嶋	雄洋	君
荒川支所長	小川		剛君
神林支所長	鈴木	芳晴	君
朝日支所長	齋藤	泰輝	君
山北支所長	五十嵐	好勝	君

○事務局職員出席者

事務局長	田邊		覚
事務局次長	小林	政	一
係長	鈴木		涉

午前 9時58分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は26名です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。本日、平成29年村上市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告2件、人事案件7件、専決処分の承認1件、各会計当初予算11件、過疎計画の変更1件、規約の変更1件、条例の制定2件、条例の一部改正11件、市有財産の譲与3件、指定管理者の指定1件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、市道路線の廃止1件、補正予算6件の合わせて49件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、本間善和君、20番、小林重平君を指名します。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 改めましておはようございます。それでは、議会運営委員より報告申し上げます。

平成29年村上市議会第1回定例会の会期日程及び議案の取り扱いを協議するため、去る2月14日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、

総務課参事、議会議務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告を申し上げます。

会期につきましては、本日2月21日から3月17日までの25日間といたします。

審議日程については、本日の本会議で会期の決定の後、諸般の報告、報告事件の審議、請願の付託、即決議案の審議、採決を行い、その後、市長より平成29年度村上市施政方針についての発言があります。続いて、議第9号から議第19号までの平成29年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、平成29年度村上市一般会計予算及び各特別会計予算については、残る議第20号から議第47号までの28議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切りかえ、平成29年度各会計当初予算の概要について財政課長から補足説明を受けることにいたします。なお、この説明については質疑ができませんので、ご承知おきをください。また、今定例会においても一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

あす22日の本会議では、施政方針及び議第9号から議第19号までの11議案に対して、各会派代表から代表質問を行い、その後この11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託いたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、鷲ヶ巣会、2番、新政村上は、それぞれ53分、3番、清流会は45分、4番、高志会、5番、日本共産党、6番、市政クラブは、それぞれ33分といたします。

2月24日、27日、28日、3月1日の4日間は、本会議を開催し、一般質問を行います。

3月2日、6日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、7日、8日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、9日、10日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中の審査をお願いいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち各常任委員会のそれぞれの所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、7日目には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより3月2日、6日は総務文教分科会、7日、8日は市民厚生分科会、9日、10日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

14日には、一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会を開催し、各分科会長から分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月17日の本会議最終日は、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係議案についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、請願第1号及び請願第2号については、それぞれ単独上程、紹介議員の補足説明を受けた

後、経済建設常任委員会に付託いたします。

次に、理事者関係議案についてであります。報第1号及び報第2号の専決処分の報告については、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

議第1号から議第5号までの村上市固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括上程、一括質疑の後、ボタン式投票により即決といたします。

議第6号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

議第7号 人権擁護委員の推薦については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

その後、市長より平成29年度村上市施政方針について発言があります。

続いて、議第9号から議第19号までの平成29年度村上市一般会計予算及び特別会計・事業会計予算の11議案については一括上程とし、議会先例第60の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、あす22日の本会議において、施政方針及びこの11議案に対しての代表質問を行った後、11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

議第20号から議第33号までの14議案、議第34号から議第36号までの3議案、議第37号から議第41号までの5議案については、それぞれ一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託いたします。

議第42号は単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

議第43号から議第47号までの5議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案の付託について申し上げます。請願第1号及び請願第2号については経済建設常任委員会へ、議第9号、平成29年度一般会計予算については、今定例会に設置する一般会計予算・決算審査特別委員会へ、議第10号から議第19号までの10議案、平成29年度各会計予算に関する議案のうち、議第10号、議第11号は総務文教常任委員会へ、議第12号は経済建設常任委員会へ、議第13号から議第15号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第16号から議第19号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、議第20号から議第33号までの14議案については総務文教常任委員会へ、議第34号から議第36号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第37号から議第41号までの5議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、議第42号については、先ほど申し上げましたとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたしますし、議第43号については総務文教常任委員会へ、議第45号については市民厚生常任委員会へ、議第44号及び46号並びに47号の3議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

また、一般質問の通告は、2月16日の正午で締め切ったところ、18名の通告がありました。2月24日、5名、2月27日、5名、2月28日5名、3月1日、3名が一般質問を行うことといたします。

討論及び請願、陳情などに伴う意見書の提出期限は3月15日、その他の意見書提出期限は3月1日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果について報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月17日までの25日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、市職員の度重なる不祥事の発生により、多くの皆様の信頼を裏切ることとなり、市議会議員を初めとする村上市民の皆様、また関係者の皆様に対しまして、多大なるご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。既にご承知のこととは存じますが、昨年12月21日午後6時ごろ、市内コンビニエンスストアにおいて村上市職員が万引きをし、警察の取り調べを受けるという事件が発生をいたしました。なお、万引きした金額につきましては、その店舗に対する損害賠償料も含めて全て支払いが済んでいると聞いております。また、不祥事を起こした当該職員については、1月20日付で停職5カ月の懲戒処分といたしましたところではありますが、1月末日での自主退職を希望したため、願いのとおり退職を許可いたしました。今後このような事件の再発防止に万全を期するとともに、全職員が一丸となって皆様の信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。

次に、荒川いこいの家の温泉施設におけるレジオネラ属菌の検出についてであります。去る2月8日、指定管理事業者であります株式会社NKSコーポレーションより、1月25日に採取した温泉水からレジオネラ属菌が検出された旨の報告がありましたので、直ちに村上保健所に検査結果について報告し、指定管理者には浴槽の清掃及び消毒を実施して、再検査で基準値を下回ったことが確

認されるまで施設を休館するよう指示をいたしました。また、村上保健所に確認をいたしましたところ、村上管内におきまして、これまでの間レジオネラ肺炎等の罹患者の報告を受けていないとのことでありましたが、念のため潜伏期間を考慮し、2月1日以降に荒川いこいの家で入浴された女性の方に健康状態を確認させていただきましたが、特に体調の悪い方はおられませんでした。現在荒川いこいの家の浴槽や配管清掃を行うなど、再開に向け作業を進めておりますので、安全が確認されるまでいましばらくの間休館とさせていただきます。

次に、災害の発生状況であります。平成28年第4回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災4件、車両、その他火災2件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。また、ふるさと村上応援寄附金につきましては、件数で4,956件、金額で1億2,378万1,000円であります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用をさせていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

23番、大滝久志君。

○23番（大滝久志君） それでは、消防長にお伺いしたいのですが、山北の車両、その他の火災2となっておりますが、1月31日一斉放送が告知端末から鳴ったわけですが、そのときには私は建物火災というふうな放送をしたのかなというふうに記憶をしておるのですが、その点については建物であろうが、その他であろうがよろしいのですが、1月31日の前日、1月30日の日に山北分署の方が出勤を、どういう形でされているのかとかそうではなくて、30日の日の山北分署の行動について知り得る範囲内で結構ですので、お教え願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） それでは、1月30日の山北分署の行動ということでありまして、こちらのほう最初警戒出勤ということで現地へ向かっております。その後、火災というようなことで、そちらのほうに切りかえたわけでありまして、こちらのほうで建物ではなくて中のいろいろ集じんサイロ、こちらのほうに実は木くずためる施設なわけでありまして、そちらのほうの内部で燃えておったものでございます。それ、私どものほうで19時30分から23時15分鎮火ということになっておりまして、この時間分署のほうで活動してございます。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） ありがとうございます。

30日の日なのですが、今ほどの分署のことだけしかお聞きしなかったのですが、そのとき山北方面隊も30日に出勤をしておったわけですが、私は第1番目に分団長に直接お会いしまして、あなたの指示によって出勤したのですかというふうなお話を伺いし、いや、そうではないと。事

後報告ですというようなことで、では何時くらいからということでお話は伺いました。それで、確かに出勤して消防活動をしたと、団員が。方面隊長に聞いても、いや、事後報告ですということで、誰がどういう指示でその分団が動き始めたのか、それが全然指揮系統がなっていない体制の中で、私はともしたら消防長が、あるいはまた消防署員から本部のほうに上がって行って、今は先ほどは火災はなくて警戒のために行ったというようなお話でしたけれども、その中で消防活動が行われ、あなたに対してや消防団に要請してくださいなどの連絡があって行動したものだと思っていましたけれども、全然私にはわかりませんので、その点連絡があってあなたのほうから指示をしたのでしょうか。どこから出たのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 1月30日の件のほうだと思いますけれども、こちらのほうは、最初の活動のほうが会社からの通報でありまして、私どものほうで警戒出勤というような対応をさせていただいていたわけでありまして、その中で分団のほうに連絡されているのではないのかなと思います。

ただ、次の日になりますと、火災というようなことで、同報無線を利用して、そちらのほうで出勤の指令を出しておりますけれども、30日のその分団だけの件につきまして、私細かい部分までちょっと存じておりません。

○議長（三田敏秋君） 大滝久志君。

○23番（大滝久志君） わからないということでありまして、委員会で詰めていただくのだろうというふうに思いますが、先ほども申し上げましたが、31日の日に告知端末によって午後の5時半前後に一斉放送があって、おおよそ11時くらいに鎮火したという放送があったわけですが、それ以前に31日の朝、消防署員が救急車と消防車でその現場に行って確認をしているのを市民が見ておりまして、それでその後一斉放送が始まる前に署員がその集じん機のサイロの上から下のほうに、そのサイロの中に向けて放水をしている写真をスマホに納めておりまして、この時間帯はということでお聞きをいたしました。

一斉放送の前に放水があって、それで要するに防火水槽の水がなくなって、それで一斉放送の始まるちょっと前にそこに、現場に行って写真を撮って、やっぱりスマホに撮っておった方がございまして、それはもうサイロの下から火が燃え上がっているという写真でして、このような状態にならないと一斉放送しないのですねというような話の中で、大変に困った問題であり、私はこういうことがあっていいとは思っていませんが、事実31日の日の火災発生の前に一斉放送があり、手に負えなくなって消防署員が連絡をして、火災発生の現場見ながら無線でやって一斉放送になって、集落の方々も、そこで働いている人たちも、全然そのものについて気づかなかった、わからなかった、こういうような状態ですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 31日の部分につきましては、また若干状況変わっておりまして、私どもも15時37分、この時間にダクトから煙が出ておるといふようなことで警戒出動をしておったわけでございます。それで、いろいろと前日あった部分とまた違っている場所でありまして、そちらのほうにいろいろと注水等を行ってまいりました。

そんな中で、また別な部分から私どものほうで若干機械の中をあげさせていただきまして、そうしたところ空気入った関係で炎に変わってまいりましたので、その時点で火災といふようなことで私ども出動指令を出したものでございます。そんな中で、いろいろと川のほうから水を揚げていただくとか、大変なご協力いただいております。私どもとして、救急車と消防車乗って午前中といふようなことでありますけれども、前日の火災の調査ということで、調査プラスそういった部分についていろいろ私どものほうのご意見もお話ししてきたような状況でございます。それはあったわけでありまして、何せ機械が非常にみんなカバーされている機械でありまして、表から発見しにくいといふような部分がありまして、こういうような状況になっておるところでございます。

○23番（大滝久志君） 3問過ぎましたので、これ以上できないと思いますので、やめますが、手順を間違えたら結果は別になるということ、消防でなくても何でもそういうふうな結果になるということ、申し添えまして、終わらせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 今ほど登壇されました大滝議員の関連で、実は私のほうにもその近くの方々からお話を頂戴いたしましたので、改めて関連でちょっと質問させていただきます。

今ほど消防長からその30日、31日、30日の出動に関しましては、余り私のほうで詳細はわかりませんという割には細かい内容を答弁をされているので、本当はよくわかるのだろうという前提でちょっとお話を聞きます。この火災の前も、昨年の7月に同じ火災があったと報告を受けておるわけでありまして、その7月の火災は今その1月30日、31日に火災となりました場所と同じ場所かどうかをまず確認したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 場所につきましては違っております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 火災の場所が違うにせよ、例えば皆さんのこの中でもご記憶にあると思うのですが、昭和40年代ぐらいでしょうか、今の南線がまだ舗装もされていないころ、今の村上郵便局の前の建物は、当時アイコーさんの工場でありました。鋳物の型をつくっている会社でありまして、夜中の火災を何度も起こしました。私、たまたまそのアイコーの斜め向かいが当時私の住んでいる自宅でしたので、小学校低学年、幼稚園のころ、そんな火災で夜中何度も起こされて騒がされたという記憶がございます。

やはりそういう火災が例えば7月の時点での違う場所とはいえその工場内等で起こった場合には、当然現場検証入ったりして、警察も入り、消防署の方々も当然その火災の原因を調査するはずですよ。それに関して、会社に対する是正勧告等、例えば機械が悪いのであれば機械の是正、例えば人的災害なのであれば人的なる始末書、そういったものを当然報告として上げるのが当たり前のはずですが、その辺のことについてこのたびはどういった対処をとられたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 7月の段階では、その近くで建物実は建屋ありまして、その部分焼損したわけでありまして。その時点では、私ども特にまた近々というようなことも当然考えておりませんでしたので、火災の調査、そういったことで一応行いまして、この機械からこういう火花が出ているのではないかというような、そんな話いろいろお互いやっております。

そんな中で、今回の火災につきまして、また同じような機械のほうからというような考え方になっておりますので、その辺につきまして私どもこれからの対策についていろいろこちらのほうに提出していただきたいというようなことでお願いしてございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 3問なので、これで最後ですので、本当はずっとやりたいのですが、これで終わりますけれども、例えばその近くにも当然民家もあるわけですよ。工業団地の中の一画であるとか、本当に住民の方が何もわからない大きい敷地の中の一画にある、例えばクラレさんであるとか、トヨタの工場であるとかの中の中、そういった集じん室の一画で、ほかの住民からも何も見えないのだという状況であればいいのですが、やはりそういった消防車両が出入りしている中で、何なのだろうと当然なるのは当たり前ではないですか。それで、1月30日にもその状態で、それは放送されません。でも、31日の夕方5時からそういった放送が入る。でも、その5時の間までは、そこに勤めている従業員の方は平気で仕事をされているという状況だったとお伺いしています。何か変ですよ。30日にもそういったものがあっておきながら、31日にやっと放送が入る。そして、従業員の方々は、その火事に対して何らかの消防活動に対して協力したり何かをするわけでもなく、平気で仕事をされている。私はどうも理解に苦しむ。その職場の方々の責任者やそういった方々は、どのような形でその職場を管理されているのか、そういったところをちゃんと調査していますか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 私、当日そういった形で31日職員仕事していたという部分につきまして、ちょっと存じておられないわけでありまして、ただあの機械の一部でも警戒出動で、当初行っていた作業というのが非常に中に注水で、煙をとめようというようなそういう作業だったわけでありまして、あの広い工場でありまして、そういった部分あったとしても、それは全然違った部分でやるということについては仕方ないのではないのかと思うところもあるわけでございます。

現場ごらんいただきますと、木くずを集めてくる機械でありまして、本当にあの工場の中では一

部分のものでございました。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、確かに私も昨年7月にこういう事案が発生をして、その後またことしの1月に入りましてから発生したということに非常に懸念を表明させていただきました。

事実関係と申しますのは、30日に現場からの通報により警戒出動して、その後出火に至ったというケースであります。それが11時に鎮火をしておりますので、常備が現場に急行しているわけありますから、そこでの出火、その後の対応ということになります。

その後、31日の朝につきましては、現場調査ということで出動しています。その間に、出火原因であった場所とは別な場所からまた出火をしているということでもありますので、これは2つ目の出火ということでもあります。ですから、時間軸をきちんと丁寧に追っかけますと、そういう形での出火。ただ、その出火に至った原因が我々が、詳細の調査がこの後にあると思いますので、それを待たなければいけないわけがありますけれども、それが原因ではなかろうかというような設備のやはりメンテナンス上の課題が少し見受けられましたので、その部分については消防でそのことについて指導できるのかということも私も確認をさせていただきました。しかしながら、消防法上その指導をできない箇所であったということでもあります。

ただ、これにつきましては誰がする、誰がしないではなくて、少なからず事実関係としてそういう事案が発生したわけありますから、地域の住民の皆様方の安全、安心を確保するという視点からは、しっかりと取り組まなければならないよということで指導しているところでありますので、こういった事案ができるだけといいますか、皆無であることが当然求められるわけありますけれども、ないような形での行政としての役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。

○10番（本間清人君） 3問で終わりますので、あれですが、今市長から答弁いただきましたので、ここに関しましては補助金の交付団体でもありますし、やはり市長のその行政の監督のもとしっかりとした教育というか、行政の指導のもと徹底した調査もお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 風の中ご苦労さまでございます。この4ページのところの指定管理者制度でありますが、今現状市長からもお聞きになっているかと思いますが、山北のほうの夕日会館の件です。指定管理者でやってはいるものの、今係争になろうと、裁判にもなろうかというような部分であたふたしていますけれども、その辺の内容について見れば、監査等はやっておりませんか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 今回の監査では、その件については出ていません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） というのは、結構ここ三、四年の間というか、今指定管理になって、この3月31日までの指定管理の中で経営というか、運営をやられているわけでございますけれども、その間の間に相当の村上市からの投資がございました。どういうことかといえば、設備改善、修繕、そして駐車場等の修繕もございまして、その辺のところも含めて、実はその相手方のほうから、指定管理者のほうから修繕費等が村上市について未払いだというようなところまでの話も行っていたりもしています、どういう関係でそうなったのかわかりませんが。

私は、特に監査としての役目の中の一つに、そういったようなことがあった場合は、再度そこに關しては定期的なものもあるのでしょうかけれども、少し突っ込んで状況を確認するというのも大事な監査の役目の一つだと思うのです。この31日なってもう越えてしまえばそれもできませんので、その辺のところを見ながら進めていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 監査部は、書類関係とか契約関係はきっちり見ますが、聞き取りの段階でそういう問題が今回は出なかったのも、今後そういうことについてもリスク回避の関係からも見ていきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 恐らく議会のほうからも監査のほうにお願いしたりしている部分もないので、ちょっと戸惑うかもしれませんが、一応そういう話もございまして、しっかりとその辺も含めて今後お願いしたいな、こういうふうに思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） ご苦労さまです。7ページなのですが、前にも私一般質問でその奨学金についての収入未済額等についてちょっと前々回でしたか質問等させていただいて、これからの奨学金制度村上についてはどうなるのだというようなこともあるものですから、現在のその出している部分での金額、貸出金総額、それに対して今件数何件、例えば今遅延されている方何件、それで今延滞金が幾ら、その辺を当然監査された上でのこの結果が上がってきているのでしょうか、その数字をちょっと教えていただけませんか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 平成28年の12月末現在の貸付者の実人員が168名です。償還者の実人員は311名です。平成27年、前年での貸付者の実人員が173名です。償還者の実人員は266名です。償還がおくれている未済となっている合計額については、1月5日現在なのですが、償還未済者が16名で、金額が589万4,400円です。

それから、1月5日現在なのですが、貸し付けの現在高が8億4,218万6,000円です。これ平成27年度と比べると、平成27年度は8億50万3,000円ですから、約4,100万円くらいふえています。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） これで、ここにはそのおこなっている者に対し、文書での督促、保証人への働きかけなどを行っている。確実に収納されるよう引き続きといいますが、当然この保証人をつけての、ただこれ本当おかしい制度なのです。年収600万円とか決められて、それ以上本当にもらっている方でも、俺みたいに例えば子供が4人もいて、大学に2人も行って下は高校の私立行っているという、本当に一番金欲しい人には貸さなくて、変ですよ。その辺で、おこなってくるの当たり前ではないですか、何か収入も少ない人たちに貸しているというわけだから。今後どうされるのですか。それどういうふうに戻されるのだろう。税金を貸しているわけだから、だから我々は要はその無償で貸し付けるのではなくて、もう奨学金を差し上げましょうみたいな、そういう制度を国だって、県だって今やろうとしているわけではないですか。それで、村上市議会だって今意見書を出したわけです。だから、その辺を今後監査の方も、そういう監査ただして、おこなっているではないですか。いや、学校教育課おこなっているからというのではなくて、では学校教育課もそれを受けて、今後ではどうするのだというその次のステップというのはどうなっているのでしょうか、市長。

〔「監査報告なので」と呼ぶ者あり〕

○10番（本間清人君） そうか、ならごめんなさい。失礼しました。

監査委員、どうぞ。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 学校教育課のほうでは、貸し付けの段階でそれぞれさまざまな規定があって、その段階では規定に当てはまる方に貸していると思うのです。それで、その後の滞納という形になるのは、条件が変わってきているからだと思います。

ですから、私らが監査したときの段階では、貸し付けが規定に当てはまっているかどうか、その辺のことと、それからやむを得ず延滞とかが発生した場合の対応は、そういう各課によってさまざま規定があるわけですから、その規定に沿って処理されていたということです。

○10番（本間清人君） わかりました。また、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 請願第1号 碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第1号 碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

25番、板垣一徳君。

〔25番 板垣一徳君登壇〕

○25番（板垣一徳君） それでは、私からこの請願についてご説明を申し上げます。

説明する前に、実は昨年11月13日に私ども旧山北町の地元議員としまして、同大滝議員、そして本間議員、私と4人、碁石の集落、きょう請願をしております板垣昭一さん初めほか役員5名の方と現地を視察をし、本来は12月に請願を出す予定でありましたけれども、この文書作成、内容等にもう少し検討を要するというようなことで、このたび3月定例会に請願が出てきたものでございます。

碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願ということで、ここへる書かれておりますが、これは議員の皆さんよく知っている案件でもありますので、省略をさせていただきまして、請願の内容、いわゆる碁石海水浴場沖の離岸堤を設置していただけるよう、村上市から国及び新潟県に対し強かに要望をしていただきたいということでございます。

そこで、皆さん方に配付されておりますこの写真について若干説明を加えさせていただきたいと思っております。まず、1ページ目のこの3の1999年海水浴場階段護岸の先沖といいますが、尾根のほうに砂がみんな流れて取られていまして、階段が個々にできているものでありますが、浮いている状況になっております。その横にも、2016年にこのように先端がえぐられているということで、3枚目の写真に奥のほうからこの2012年4月1日、爆弾低気圧の被害、墓や海水浴場施設の崩壊と、こうなっていますが、まさにこの建物が波であおられまして、ひどく傷んで修理をしたという内容も

お聞きしましたし、この横に基石の墓地がたくさんあります。これも、越波によりまして極めて石がひっくり返ったのです。それで、その少し奥にJR羽越線の鉄道がありますが、これらにも影響をしているという説明でございました。その下の7の部分です。2015年、階段護岸崩壊、2016年にも崩壊、設置後計4回この階段護岸が壊れているというような実態でございますので、ぜひ皆さん方からご審議していただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 付託事項だから。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 請願第2号（仮称）新村上総合病院建設設備工事に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第7、請願第2号（仮称）新村上総合病院建設設備工事に関する請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

7番、尾形修平君。

〔7番 尾形修平君登壇〕

○7番（尾形修平君） ただいま上程されております請願第2号につきましては、かつて平成24年第2回定例会におきまして、同組合から陳情という格好で陳情書が出されております。それにつきまして、経済建設常任委員会で審査されまして、願意了承されている案件であります。

このたびいよいよ平成29年度から病院のほうの建設工事が始まるということで、改めて請願という格好で組合から出されたものであります。皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 報第1号 専決処分の報告について

報第2号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第1号及び報第2号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第1号及び報第2号につきまして、一括してご報告申し上げます。

最初に、報第1号は、平成28年11月9日、市道貝附線ののり面に植栽された樹木の枝が強風により折れ、走行中の相手方車両に落下したことにより、車両のフロントガラスとインナーパネル部を損傷させたものであります。

次に、報第2号は、平成28年11月20日、山北地域雷地内で建物火災が発生し、消火のためポンプ車で出動した村上市消防団山北方面隊員が鎮火後の午前3時過ぎ、撤収するためポンプ車を後退させるとき後方の確認を怠り、後ろに駐車していた相手車両に接触し、バックドア等を損傷させたものであります。

このたび示談が成立し、いずれも50万円以下の損害賠償であったことから、専決処分させていただいたものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 報第2号についてお伺いしますけれども、こういった消防関係前にもあったと思うのですけれども、まず消防長にお伺いしますけれども、常日ごろこういった体制で、一つの組織ですので、トップから末端まで連絡がついていると思うのですけれども、どんな方法で常日ごろやっていますか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 私どもからの連絡でありますと、通常幹部の皆さんに一度お願いしまして、幹部の皆さんから順次下の団員までそういった話が届くようにということをお願いしておるところでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） まず、いろんな職業あるわけですけれども、ほかの職業でも朝ミーティングする。今であれば危険を察知して、きょうはどういう危険がある。冷静に対応するというのをみんな報告しながら職場でやっていると思うのですけれども、特に消防に関しては、それぞれよりももっと機敏で規律のある態度で行っている。それをいつも見て感心しているのですけれども、そういった特に火災現場でありますと、いろんな状況でやじ馬とかいろんな人も来ておりますし、誰か1人で何でもかんでも勝手にばらばらに行動しているのでなくて、そういった体制をどうしているかと私聞いたのですけれども、ということは誰も合図者がいないのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 今回のこの車につきましては、実は消防団の車であります。

ただ、こちらのほうも、ポンプ車でございますので、通常バックする際には誘導もつけるという

ことをお願いしておる車両でございます。たまたまこのときにつきましては、つけていなかったということで聞いております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 3問で終わりですけれども、要するにそういう体制は整っておるけれども、実施していないということですね。

ですから、そういった当たり前のことを実施すればそういう事故につながらないと思うので、これから厳しく徹底していただきたいと思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議第1号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第2号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第3号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第4号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第5号 村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第1号から議第5号まで5議案は、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第1号から議第5号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これら5議案は、いずれも村上市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

現在選任されております方々につきましては、本年5月19日をもって任期満了となりますことから、議第1号では村山誠氏を、議第2号では大滝達夫氏を、議第3号では武士俣馨氏を、議第4号

では高橋賢一氏を、議第5号では斎藤誠氏をそれぞれ適任と認め、5名全員を引き続き選任したいので、提案するものであります。

なお、5名の方の略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては平成32年5月19日までの3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくてボタン式投票により採決をいたします。最初に、議第1号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第3号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

最後に、議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議第6号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第6号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第6号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

村上市教育委員会委員のうち、本年5月20日をもって任期満了となります本図元子氏につきまして、同氏を適任と考え、引き続き任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決いたします。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き25名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、3番、本間善和君、20番、小林重平君を指名します。

両人の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数25票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成25票、以上のとおりであります。

よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11 議第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

本市区域に置かれております人権擁護委員のうち、田島一郎氏につきましては、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決いたします。

これから議第7号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12 議第8号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度村上市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるもので

あり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,350万円を追加し、予算の規模を339億1,180万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第10款地方交付税で5,350万円を、第17款寄附金でふるさと納税寄附金1億円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費ではクレジット決済手数料など350万円を、第7款商工費ではふるさと納税寄附者記念品代5,000万円を、第13款諸支出金ではふるさと応援基金積立金1億円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまです。ふるさと納税、どんどん大きくなっていって大変喜ばしいことだと思いますけれども、昨年度村上市のふるさと納税に係る控除額というのが1,642万5,060円、税務課のほうに確認しまして、そのうち市民税で控除受けている金額が昨年度641万9,175円ということでございます。約1,600万円ぐらい控除されていると、市民が。いう結果になっておりますけれども、現在までにその控除をされている額というのは、私これ予算書見る限り補正では全然出てこないものですからちょっとよく理解できていないのですが、現在までふるさと納税関係に係る控除額というのはどのぐらいに至っていますか。約でもいいです。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 現在確定申告を受け付けている段階でございますので、平成28年の1月から12月分につきましては、まだ確定していない状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） わかりました。

逆から計算していって、我が村上市民がよそのところの自治体にふるさと納税で総額どのぐらいしているのかというのも、今年度その確定申告終わった後にでも少し確認しておいてもらいたいなと、こんなふうに思いますし、またこれは財政課のほうでもあれでしょうけれども、ふるさと納税に関して見ると、基準財政需要額の中の交付税の算定に入っていないということで聞いておりますけれども、このたび交付税が132億3,056万9,000円になったわけでございます。いわゆる地方交付税です。そうすると、我が市の基準財政需要額というのは幾らになりますか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（板垣喜美男君） 平成28年度で申し上げますと、基準財政需要額は193億2,426万5,000円になります。それで、逆に基準財政収入額のほうですけども、こちらにつきましては64億8,146万5,000円となります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） わかりました。

市長にお願いあるのですが、我が市ではまだ1億円、2億円のレベルですが、恐らくよそへ行く
と町村で10億円、20億円なんていうところもたまにテレビなんかでも見たことあるとは思いますが
けれども、そのうち国のほうもこのふるさと納税に関して見れば、一般的な固定資産税のようにいわ
ゆる交付税措置の中の算定額に入ってこられると大変困るわけでございます。せっかく我々が努力
して入ってきたお金が交付税に影響してくるということでは困るので、その辺やっぱり県、国に行
ったときに、そんなこと言ってくる自治体あるのかどうかわかりませんが、このままやって
いただけるように進言していってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 実は議員ご指摘のとおり、やはり非常に各自治体でその温度差があるとい
うか、状況が違います。特に今ニュースソースでいろいろと言われているのは、東京23区が非常に苦
慮されているという状況があります。実は、あそこは不交付団体のところもあるわけでありませ
けれども、ただよそで逆に言いますと、大きな自治体でどんどん、どんどん例えば地方にふるさと納
税をされても、逆にそれは国のほうで補?をされるという制度もあります。その辺のところは、総
務省全体で新たなスキームで制度設計されるのでしょうし、実は全国市長会の中でも、ふるさと
応援寄附金を是とする方とやっぱり否とする方といらっしゃいます。その中で、いずれにしましても
国全体として各地方、自分のみずからが生まれ育ったふるさと、もしくは応援をしたいふるさとに
その思いを伝えるという、この制度の本旨にのっとった形でやはりしっかりとそれを運営してい
こうという議論が高まっておりますので、今議員指摘の部分についてはしっかりと踏まえて、これか
ら私もその議論に参加をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 3問目になりますので、あれですけれども、固定資産税そのものも固定資産
税で特別な条例で税金を我が市でつくり出すと、何と75%は交付税に持っていかれてしまうとい
うような形になりますので、まさかそういうことはないとは思いますが、ぜひこういうことをやっ
ていない自治体からは、そういう進言が逆に出てくるかと思うのです、やっている層から取れと。そ
うならないようにぜひ頑張ってもらいたいと、そういうふうに思いますが、これで終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第8号をボタン式投票により採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第13 平成29年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第13、平成29年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 平成29年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営について、私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、我が国では、急速に進む少子高齢化と首都圏への一極集中の進行などから地方における人口の減少は続いており、その対策は、多くの自治体での共通の課題となっております。

本市においても、人口減少による産業や地域の担い手不足、市内経済の低迷、福祉や医療の確保など、さまざまな課題が懸念されており、昨年は、今後の人口減少社会に対応するべく、村上市総合戦略による多方面からの施策に取り組んでまいりました。

本年4月には、平成27年度から2カ年にわたり、関係各位のご協力のもと策定を進めてまいりました「第2次村上市総合計画」がスタートをいたします。

「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」を本市の将来のあるべき姿とし、市民の皆様ひとりひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指して、子育て支援や産業の活性化など、多方面からの各種施策を展開してまいります。

同時に、本年は地域の生活と経済に大きな効果をもたらす日本海沿岸東北自動車道の道路本体工事が着工となるほか、平成32年開院を目指す厚生連村上総合病院の移転新築や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた大型関連事業も実施に移してまいります。

予算編成においては、「スケートボード競技」の普及やジュニア選手の育成、強化を目的とする（仮称）村上市スケートパーク建設事業、荒川地区公民館建設事業などの大型建設事業、また防災機能の強化、コミュニティの醸成、子育て支援の充実及び産業の振興など、各分野における諸課題への対応と総合戦略のさらなる深化を図るための予算を計上いたしました。

本年度の予算規模は、一般会計総額で329億8,000万円、これは過去最大規模であり、積極型予算となっております。主要財源は、市税で65億4,700万円、地方交付税で128億1,000万円、国県支出金で45億4,415万円、市債で34億8,290万円を見積もりました。

次に、主要事業の取り組みにつきまして、本市総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

初めに、いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくりであります。

健康の増進につきましては、「健康むらかみ21計画」及び「村上市食育推進計画」に基づき、生活習慣病対策を軸としながら、ライフステージに合わせた保健事業を行ってまいります。あわせて、「村上市歯科保健計画」に基づき、中学校におけるフッ化物洗口の段階的实施や成人歯科健診の対象年齢の拡充など、若年からの支援強化に取り組んでまいります。

地域医療体制の充実につきましては、厚生連村上総合病院の移転新築が円滑に進められるよう、厚生連と連携を図り平成32年の開院を目指し支援を行ってまいります。

また、医師確保対策として、中・高校生を対象とした医師体験見学会の実施や（仮称）村上市医学生修学資金貸与制度の創設に向け取り組んでまいります。

国民健康保険の安定化に向けた制度改革につきましては、平成30年度からの県と市町村との共同運営に向け、準備を進めてまいります。

子育て環境の充実につきましては、子育てを楽しみ子供の成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、支援を行うことが重要と考えております。

本年7月には就労と子育ての両立を支援するため、県立坂町病院敷地内に病児保育施設「あらかわ病児保育センター」を開設するとともに、昨年度策定いたしました「第2次村上市保育園等施設整備計画」に沿い、安全で安心な、心安らく保育環境の整備を進めてまいります。

また、子供たちの健やかな発育発達を促すため相談体制や健診体制の充実を図るとともに、適切な時期から不妊治療が受けられるよう経済的な支援も行なってまいります。

高齢者の健康と安心な暮らしづくりにつきましては、人口減少とともに、高齢化がますます進む中、高齢者の皆様がこの住みなれた地域で、さらに元気に健康で生活することができるよう、健康寿命の延伸と地域の拠点づくりや生活支援体制づくりを推進してまいります。

また、関係機関等と連携を図り、認知症高齢者や徘徊高齢者を見守るための施策に取り組むとともに、必要な介護サービスを提供できるよう、介護職員の人材確保に係る各種施策も進めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障がいのある方が住みなれた地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、「村上市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの一層の充実を図ってまいります。

生活困窮者の支援といたしましては、包括的かつ継続的に行えるよう、関係機関と連携しながら、問題解決のための支援を行ってまいります。あわせて、世代を超えての貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯と生活困窮者の小中学生を対象とする学習支援事業を実施いたします。

次に、ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくりについてであります。

環境の保全につきましては、本市の恵まれた自然環境を保全していくことが大変重要であり、次世代への責務でもあります。

「第1次村上市環境基本計画」に基づく各種事業を積極的に推進してまいりますとともに、環境フェスタ等のイベントを開催し、自然環境保全への意識啓発を推進してまいります。

新エネルギーの推進につきましては、地球温暖化対策として取り組んでまいりました住宅用太陽光発電や木質バイオマスストーブの設置補助を継続するとともに、講演会等による意識啓発とさらなる普及促進を図ってまいります。

また、岩船沖洋上風力発電事業につきましては事業性評価が1年延期となりましたが、積極的な情報提供に努め、市民の皆様のご意見にしっかりと耳を傾けながら、事業の推進に向け取り組んでまいります。

生活衛生の向上につきましては、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、引き続きごみの分別収集の徹底により、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図ってまいります。

公害の防止につきましては、悪臭に関する苦情が増加していることから、臭気測定など監視体制を強化するとともに、事業者や関係機関等と連携した取り組みを進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、平成30年度での整備完了を目標に、国道7号沿線及び仲間町等で整備を継続して実施するほか、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新等により、施設の機能保持を図ってまいります。

上水道及び簡易水道事業につきましては、村上、荒川地区の拡張事業を継続してまいりますとともに、本年度から荒川地区荒島浄水場の建てかえ工事に着手いたします。なお、南大平・指合地区及び河内地区簡易水道の上水道統合整備事業は、本年度をもって工事を完了いたします。

河川・排水路につきましては、災害の未然防止のため、越水箇所への解消に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、堆積土砂の撤去や草木の伐採などの適正な維持管理を行い、施設周辺の住環境の保全に努めてまいります。

岩船港につきましては、昨年度、地域団体等が行っております港を活用したさまざまな活動が認められ、国から「みなとオアシス」の登録を受けました。

本年度は、岩船港で行われるイベント情報等の広域的な発信を促進するとともに、官民協働で新たなイベントの創設に向けた検討を進め、交流人口増加による港のにぎわい創出に取り組んでまいります。

日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の整備につきましては、関係各位のご協力により用地買収や補償契約が順調に進み、いよいよ本年度から道路本体工事着工の運びとなりました。高速道路ネットワークの効果を地域活性化につなげるため、朝日まほろばインターチェンジアクセス道路の整備と道の駅「朝日」リニューアルのための準備作業を進めるとともに、地域団体や関係機関と連携を図りながら早期開通に向けた要望活動を推進してまいります。

生活道路や通学路につきましては、引き続き地域からの要望や安全性に配慮しながら計画的な整備を進めるとともに、橋梁を初めとする経年劣化の進む道路施設の点検と補修を実施し、安全で快

適に利用できる道路環境の整備に努めてまいります。

生活交通の確保・充実につきましては、昨年9月末で本市と新潟市を結ぶ高速バスが廃止となったことから、新潟市内の医療機関へ通院する方々への支援として、本年4月から「村上市高速のりあいタクシー」の運行を開始するほか、山北地区の越沢集落からバス・鉄道に接続するためのデマンド型のりあいタクシーについても本年4月から運行を開始いたします。また、「あべっ車」を初めとする巡回バスの運行や「市内路線バス学生運賃半額社会実験」を継続して実施するとともに、山辺里地区デマンド型のりあいタクシーでも学割を新たに導入するなど、利用促進に努めてまいります。

市街地と景観の整備・保全につきましては、昨年10月、県内初の認定を受けた「村上市歴史的風致維持向上計画」に基づき、本年度から外観修景行為に対する工事費の一部助成を行い、歴史的建造物の保存と歴史的な町並み形成を図ってまいります。

村上駅周辺まちづくり事業につきましては、厚生連村上総合病院の移転新築候補地である駅西地区へのアクセス性向上のため、関係機関と連携しながら幹線道路や周辺道路の整備を推進してまいります。

また、荒川地区におきましても、引き続き都市計画道路「南中央線」の整備事業に取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家の適正管理及び危険な空き家の除却について指導を継続してまいりますとともに、今後の計画的な対策を推進するため、専門的知識を有する方々による「空き家等対策計画」の策定に向けた実態調査を行い、利活用が見込める空き家については所有者等に対して利活用を促してまいります。

また、引き続き空き家バンク事業への登録物件の掘り起こしを進め、市外からの移住者の増加に取り組んでまいります。

次に、産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくりであります。

農業につきましては、米の国内需要の低下や平成30年産からの米政策の見直し等により、大きな変革期を迎えております。一方、岩船米については、良食味と値ごろ感が適合していることから、市場において高い評価をいただいております。

農業所得を確保し地域農業の持続発展のため、担い手対策や生産基盤整備等の強化を図りながら、生産体質の強化と経営の安定化を進めることで、岩船米の生産・販売体制の充実を図ることとし、中山間・耕作放棄地防止対策及び村上牛の生産体制等それぞれの課題につきましても、地域や関係団体とともに取り組んでまいります。また、地元農産物のブランド強化を推進するとともに、販路拡大を図ってまいります。

林業につきましては、本市は、豊かな森林資源を有しておりますが、材価の低迷、林業従事者の減少等が地域林業の大きな課題となっております。

森林資源を有効に活用できるよう林地情報整備を計画的に進め、生産コスト削減・良質材の安定供給体制の推進と「村上市産材利用住宅等建築奨励事業」を継続することで、木材需要の拡大を図ってまいります。

昨年度地方財政対策に「森林吸収源対策等の推進」として財源措置が行われましたが、さらなる森林資源の有効活用に必要な財源として森林環境税（仮称）の早期創設に向け、関係団体とともに取り組んでまいります。

担い手育成対策としては、林業体験の場を設け就業者の確保を図り、また「堆朱のまち村上再生事業」の一環として、漆の安定供給のため栽培促進を図ります。

また、昨年度事業採択された森林基幹道岩船東部線の開設事業につきましては、地域及び関係機関と連携し、整備促進に取り組んでまいります。

水産業につきましては、魚価の低迷や漁業者の高齢化、後継者不足が課題となっておりますが、「新潟越後広域水産業再生委員会」により策定される「浜の活力再生広域プラン」と積極的に連携し、収益性の高い漁業経営を推進するとともに、鮮度保持等による高付加価値化と岩がきの良好な生育環境づくりを支援するなど水産資源の確保を推進してまいります。

内水面漁業におきましては、本市を代表する鮭を初め資源の増殖等を引き続き推進してまいります。

商工業の活性化につきましては、昨年4月、中小企業振興施策の総合的推進と本市経済の発展を目的とした中小企業振興基本条例を施行をいたしました。

この条例の実現手法として昨年創設いたしました「産業支援プログラム事業補助金」により、各事業者の販路拡大や新商品開発などを後押しするとともに、好評をいただきました「住宅リフォーム事業補助金」や「プレミアム商品券発行事業補助金」により、市内経済の活性化を図ってまいります。

村上木彫堆朱につきましては、「堆朱のまち村上再生事業」において、国内、外へのプロモーション事業を継続しながら、深刻な担い手不足解消のため、「村上木彫堆朱後継者育成支援事業補助金」を創設し、後継者の発掘と育成に努めてまいります。

同じく国指定伝統的工芸品「羽越しな布」につきましても、後継者等の課題解消のため、地域おこし協力隊の導入を進めてまいります。

環境誘客活動につきましては、精力的に取り組んでいるところでありますが、本年度は、国外に向けた観光情報の発信や外国人旅行者への対応の向上を図るなど、訪日外国人対策に取り組んでまいります。

また、物産につきましては、ふるさと村上応援寄附金に対するお礼品等により、大勢の皆様喜んでいただいているところであります。

本年度も引き続き、お礼品によるPRや「食」を活用した観光プロモーションのほか、昨年度か

ら実施をしているインターネット旅行予約サイトでのPRと連動した誘客促進策を実施することにより、特産品や観光のさらなるPRに努めてまいります。

就労環境の整備につきましては、本市の現状といたしまして市内高校生の減少、市内就職率の低下のほか、求人と求職者における雇用のミスマッチが生じています。

若い世代の労働力を確保するため、マッチング事業としての高校生向け就職説明会や大学生向けインターンシップ支援事業を推進してまいります。

また、男女がともに働きやすい労働環境の実現に向け、ハッピー・パートナー企業への登録を奨励するなど、ワークライフバランスの啓発に努めてまいります。

次に、いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくりについてであります。

常備消防では、計画的な消防車両の更新を行うとともに、救急救命士の養成及び消防・救急隊員の高度教育を実施するほか、新たに指導救命士の養成にも取り組み、消防救急体制の充実強化を図ってまいります。

非常備消防においては、消防資機材及び防火水槽の整備を計画的に進めるとともに、地域防災の中心的役割を担う消防団活動の維持、継続のため、市内の企業や事業所からもご理解とご協力をいただきながら、引き続き団員の確保に努めてまいります。

また、昨年度設置いたしました広報指導分団につきましては、防火広報活動や応急手当法の普及等を行い、活動内容の充実を目指してまいります。

防災体制の充実につきましては、周波数が異なる荒川地区の防災行政無線システムを既存の防災無線システムに統合し、防災情報基盤の強化を図ります。

また、防災士の育成及び防災士研修を継続するほか、非常時に備え、防災専門員の採用も検討を進め、地域と連携して避難所運営などを含めた取り組みを推進するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、関係団体等と連携し、犯罪の防止と防犯意識の高揚を図るとともに、夜間における歩行者等の安全安心な通行を確保するため、防犯灯の整備を計画的に進めてまいります。

次に、伝統と文化を育む、すこやかな郷育のまちづくりについてであります。

本市教育におきましては、昨年度多くの関係者の皆様のご協力をいただきながら策定いたしました「第2次村上市教育基本計画」に基づき、「郷育のまち・村上」～郷に育ち・郷を育て・郷が育てる～の教育理念のもと、市民総ぐるみの教育の推進を図ってまいります。

学校教育分野につきましては、学校、家庭、地域を結ぶ「郷育会議」が主体となった活動の充実を努めるほか、学校が抱える多くの課題に対応できるよう、学校と地域がパートナーとして連携するための「学校運営協議会」の設置に向け、検討を進めてまいります。

学力向上では、児童生徒の確かな学力の向上に向け、非常勤講師の配置や、新たな中学生の家庭

学習の習慣化を促すため、モデル校での放課後学習塾を開設いたします。

また、将来の人材育成のため、キャリア教育を小学校から一貫的に進めるとともに、若者の定住促進のため、本市奨学金の返還支援制度も創設いたします。

小・中学校の統合にあっては、「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」に基づき、昨年度より検討を進めているところですが、地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、全ての児童生徒が安心して生き生きと学校生活を送れるよう、教育環境整備に努めてまいります。

生涯を通じた学習の推進につきましては、引き続き幼少期から高齢期までの学習機会の提供に努めるとともに、放課後子ども教室の拡充や運営支援者養成の重点的な取り組みにより、市民協働による子供たちの放課後の居場所づくりと世代間を結ぶ「学び」の展開を図ります。

また、地域における生涯学習の拠点である荒川地区公民館の建設事業に着手するとともに、さんぽく会館のリニューアルに向けた検討を進めるなど、社会教育施設の整備充実を図ってまいります。

文化財の保存活用につきましては、昨年、「村上まつりのしゃぎり行事」総合調査報告書を刊行し、その歴史と現状や特色など調査の成果により今後の保存伝承に取り組むための一つの指標を示すことができたと考えております。今後の国重要無形民俗文化財の指定に向け、準備を進めてまいります。

また、昨年10月には日本海側最北の高地性環濠集落である弥生時代後期の山元遺跡が国史跡に指定されました。村上城跡や平林城跡とともに、観光面での活用も含め、地域の皆様とともに保存活用に取り組んでまいります。

スポーツの推進につきましては、本市出身のソチ冬季オリンピック銀メダリストの平野歩夢選手をトップアスリートに育てたスケートボード競技が、2020年東京オリンピック・パラリンピック追加競技種目に決定いたしました。

平野選手の活躍の原点となった現施設が老朽化していることから、新たに国内最大級の屋内スケートボード施設の建設に着手し、オリンピックで活躍できるジュニア選手の育成と、ひいては本市がスケートボードのメッカとなり得るような施設整備を進めてまいります。

また、市民が生涯を通じ健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体と連携し、市民の健康増進や体力向上に向けた各種事業に引き続き取り組んでまいります。

最後に、ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくりについてであります。

平等社会の推進につきましては、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等なパートナーとしてさまざまな社会の意思決定に参画できる仕組みづくりに向け、これまで「第1次村上市男女共同参画計画」に基づく取り組みを進めてまいりました。

本年度は計画期間の満了を迎えることから、これまでの取り組みの検証と市民意識調査を実施し、「第2次村上市男女共同参画計画」の策定を進めてまいります。

市民協働のまちづくりにつきましては、各地域で設立された17のまちづくり協議会の活動も5年が経過し、それぞれの地域の特性を生かした取り組みが展開されてまいりました。

今後は、各まちづくり協議会の連携を推進するとともに、地域の新たな担い手として導入した地域おこし協力隊についても、拡充を図ってまいります。

また、各団体や近隣市町村との連携による各種婚活事業については、引き続き支援をしてまいります。

行財政改革の推進につきましては、職員定員適正化計画や指定管理者制度の導入を積極的に推進したことにより、平成21年4月に945人であった職員数を、平成28年4月には760人まで削減し、行政のスリム化を図ってまいりました。

しかしながら、人口減少対策、子育て支援策の拡充等、社会情勢の変化に伴う住民ニーズの多様化に対応する業務が増加しており、今後もふえ続けることが想定されることから、新たな定員適正化計画に基づく取り組みが重要となっております。

とりわけ限られた職員数で幅広い業務に対応するには、個々の能力を向上させるだけでなく、職員同士が情報共有し、チームで取り組むことが求められますので、各種研修や人事評価制度等を通じ、職員の資質向上と意識改革に努めてまいります。

また、より効率的な行政運営を行うため、指定管理者制度や業務委託など民間活力の導入を図るほか、事務事業評価による行政サービスの改善に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、昨年度「村上岩船定住自立圏共生ビジョン」に基づく各種事業を展開し、一定の成果を上げることができました。引き続き本市を中心として、隣接する2村の地域特性を生かしながら、魅力ある地域づくりにつながる施策を展開してまいります。

以上が私の市政運営に当たっての所信と平成29年度の主要な事業概要であります。市民の皆様が、未来に向かって、ここで暮らすことに誇りを持ち、やさしさと自信に満ちあふれた多くの笑顔に出会える「まち」を創造するためのスタートの年となるよう、力強く取り組みを進めてまいります。

市民の皆様と議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で平成29年度村上市施政方針を終わります。

昼食休憩のため午後1時15分まで休憩といたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議第9号 平成29年度村上市一般会計予算

- 議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第12号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第13号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第14号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第15号 平成29年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算
- 議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算
- 議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第9号から議第19号までの11議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第9号から議第19号までの11議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、平成29年度村上市各会計の予算案であります。施政方針の冒頭にも触れましたように、本年度予算の編成におきましては、（仮称）村上スケートパーク建設事業、朝日まほろばインターチェンジアkses道路整備事業や厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業を初めとした大型建設事業のほか、荒川郷ごみ処理場解体事業などの継続事業の早期完成に向けた取り組み、安全、安心の強化、子育て支援の充実、産業の振興など各種事業を盛り込み、予算編成を行ったところであります。

平成29年度当初予算案の規模を申し上げます。一般会計は329億8,000万円、特別会計は9会計で232億7,592万円、企業会計は18億123万円、全会計合計では580億5,715万円となります。

予算案の内容につきましては、会計ごとに順次申し上げます。最初に、議第9号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は329億8,000万円、前年度当初予算と比較しますと、予算総額ではプラス3.7%、11億9,000万円の増額となります。増額となった理由は、山辺里保育園未満児室増築事業、岩船備前屋排水路改修事業、市道桃川牧目線道路改良事業及び教育情報センター空調設備改修事業などが終了したものの、荒川地区公民館建設事業、（仮称）村上スケートパーク建設事業、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業や特別会計への繰出金の増額などが主たる要因であります。また、投資的経費では、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業及び市道下相川日下4号線道路改良事業などのインフラ整備のほか、朝日支所庁舎大規模改修事業、（仮称）村上スケートパーク建設事業、荒川地区防災行政無線再整備事業などで38億188万円を計上しており、

前年度比プラス22.1%、6億8,930万円の増額となっております。

また、第2条では継続費を、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債の目的及び限度額等を、第5条では一時借入金の借り入れ最高額を30億円に定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税を個人住民税の増などによりプラス0.8%、65億4,709万7,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までは、総務省自治税務局の見込みにより算定し、第10款地方交付税ではプラス0.7%、128億1,000万円を、第14款国庫支出金では臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金が皆減となり、マイナス3.9%で24億6,618万8,000円を、第17款寄附金ではふるさと納税寄附金の大幅な増により2億2,000円を、第21款市債では朝日支所庁舎大規模改良改修事業による総務債の増、村上総合病院移転新築事業に向けた周辺道路整備事業などによる土木債の増、荒川地区防災行政無線再整備事業による消防債の増、(仮称)村上スケートパーク建設事業及び荒川地区公民館建設事業などによる教育債の増などによりプラス26.7%、34億8,290万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出では、第3款民生費では89億6,192万3,000円、地域密着型施設整備事業費補助金、介護保険特別会計などへの繰出金の増によりプラス2.3%、2億133万5,000円の増額。第4款衛生費で24億2,330万5,000円、旧荒川郷ごみ処理場解体事業費の減などによりマイナス5.2%、1億3,369万7,000円の減額。第6款農林水産業費で27億1,452万7,000円、集落排水事業特別会計への繰出金の増などによりプラス5.0%、1億2,875万円の増額。第7款商工費で14億9,601万2,000円、ふるさと納税寄附者記念品代などの増によりプラス1.7%、2,527万8,000円の増額。第8款土木費で43億8,520万6,000円、都市計画道路南中央線整備事業、村上総合病院移転新築事業に向けた周辺道路整備事業や下水道事業特別会計への繰出金の増などによりプラス12.6%、4億9,172万7,000円の増額。第9款消防費で18億206万2,000円、荒川地区防災行政無線再整備事業などによりプラス10.5%、1億7,116万円の増額。第10款教育費で37億9,847万2,000円、(仮称)村上市スケートパーク建設事業及び荒川地区公民館建設事業などによりプラス4.0%、1億4,747万4,000円の増額となりました。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第10号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額を2万円とし、前年度比マイナス66.7%、4万円の減額であります。歳入では、第1款財産収入で1万8,000円、歳出では、第2款諸支出金で土地開発基金積立金及び償還金で同額を計上をいたしました。

次に、議第11号は、村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は5億3,350万円とし、前年度比プラス5.6%、2,830万円の増額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金で、情報通信施設負担金55万円を、第2款使用料及び手数料で情報通信施設使用料など5,402万4,000円を、第3款繰入金で一般会計繰入金4億5,100万9,000円を、第5款諸収入で光伝送路等貸付料など2,791万6,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で前年度比プラス

9.9%、2,830万円の増、3億1,350万9,000円を計上いたしました。これは、山北地区において新潟県が施工している鷓泊トンネル工事に伴う情報通信施設の移設経費及び神林地区の告知システム更新事業に係る経費の増分が主な要因であります。第2款公債費では、起債の元利償還金2億1,699万1,000円を計上をいたしました。

次に、議第12号は、村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は8,940万円とし、前年度比プラス26.4%、1,870万円の増額であります。歳入では、第2款使用料及び手数料で1,019万円を、第3款繰入金で3,871万9,000円を、第5款諸収入で284万円を、第6款市債で3,720万円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、蒲萄スキー場運営経費を含んだ第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費8,918万8,000円を、第2款公債費で起債の償還金利子1万2,000円を、第3款予備費で20万円をそれぞれ計上をいたしました。増額の主な要因といたしましては、老朽化した圧雪車1台を更新する経費を計上したことによるものであります。

次に、議第13号は、村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は76億6,800万円とし、前年度比マイナス2.2%、1億6,900万円の減額であります。歳入では、第1款国民健康保険税で11億2,961万3,000円を、第4款国庫支出金で15億5,861万3,000円を、第6款前期高齢者交付金で21億5,373万円を、第9款共同事業交付金で18億1,849万円を、第11款繰入金で5億1,157万4,000円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第2款保険給付費で46億8,064万円を、第3款後期高齢者支援金等で7億6,520万6,000円を、第6款介護納付金で3億1,251万4,000円を、第7款共同事業拠出金で17億9,282万3,000円を、第8款保健事業費で6,343万円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第14号は、村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は6億5,000万円とし、前年度比プラス5.2%、3,200万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で4億2,892万4,000円を、第3款繰入金で2億1,527万8,000円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款総務費で1,600万円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で6億2,820万4,000円を、第3款保健事業費で467万4,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第15号は、村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は76億5,700万円とし、前年度比プラス2.4%、1億7,900万円の増額であります。歳入では、第1款保険料で13億9,646万8,000円を、第4款国庫支出金で保険給付費、地域支援事業費の歳出見込み額により負担割合に応じて18億7,677万6,000円を、第5款支払基金交付金で20億4,626万7,000円を、第6款県支出金で10億9,656万5,000円を、第8款繰入金で事務費等繰入金を含め12億3,275万4,000円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、平成28年度決算見込み額及び第6期介護保険事業計画を踏まえ、第2款保険給付費で71億7,910万9,000円を、第3款地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費などで2億8,186万8,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第16号は、村上市下水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は49億900万円

とし、前年度比マイナス8.0%、4億2,400万円の減額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者負担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款国庫支出金の国庫補助金などで11億5,065万8,000円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で22億127万9,000円を、第7款市債で15億630万円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款下水道費の下水道管理費で8億1,026万1,000円を、下水道建設費で12億1,603万8,000円を、第2款公債費で28億8,020万1,000円をそれぞれ計上をいたしました。これらの予算のもと、村上地区において約2.7キロメートルの管渠整備により処理区域を25ヘクタール拡大する予定としているとともに、瀬波第2中継ポンプ場機械電気設備工事、村上浄化センターの長寿命化計画策定業務のほか、荒川地区において都市計画道路東大通り線整備に伴う污水管渠実施設計業務を行ってまいります。また、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、下水道施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保を図ってまいります。

次に、議第17号は、村上市集落排水事業特別会計の予算案であります。予算の総額は12億1,800万円とし、前年度比プラス8.4%、9,400万円の増額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者分担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款県支出金の県補助金などで2億4,915万1,000円を、第4款繰入金の一般会計繰入金6億4,950万4,000円を、第7款市債で3億530万円をそれぞれ計上をいたしました。歳出では、第1款集落排水費の集落排水管理費で2億8,128万7,000円を、集落排水建設費で1億366万3,000円を、第2款公債費で8億3,055万円をそれぞれ計上をいたしました。これらの予算のもと、越沢処理場の機能強化工事を実施するほか、中山処理場機能強化計画策定業務を実施いたします。また、集落排水事業につきましても、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努めてまいります。

次に、議第18号は、村上市簡易水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は5億5,100万円とし、前年度比マイナス33.5%、2億7,700万円の減額であります。簡易水道事業の業務予定量は給水戸数4,340戸、年間総給水量104万7,385立方メートルを予定しております。歳入では、第1款分担金及び負担金の工事費負担金、第2款使用料及び手数料で水道使用料など1億8,144万4,000円を、第3款国庫支出金の国庫補助金で774万円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で2億201万2,000円を、第7款市債で1億5,680万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1億3,451万3,000円を、第2款施設費で1億8,618万8,000円を、第3款公債費で2億2,729万9,000円をそれぞれ計上いたしました。主な事業といたしましては南大平、指合、河内地区における上水道事業への統合事業であります。

最後に、議第19号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は給水戸数2万832戸、年間総給水量618万2,446立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益を11億3,538万1,000円、事業費用を10億5,516万5,000円とし、利益は8,021万6,000円を見

込んでおります。資本的収支予算では、資本的収入を1億7,622万円、資本的支出を7億4,606万5,000円とし、主な事業といたしましては、拡張事業として荒川地区の第3次拡張事業で老朽化した荒島浄水場の更新工事を平成30年度までの2カ年事業で実施をいたします。また、各地区において、下水道及び道路改良事業に伴う配水管布設がえ、老朽管の改良を実施をいたします。収支差し引き不足額5億6,984万5,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,979万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億1,856万9,000円、減債積立金5,000万円及び建設改良積立金7,148万5,000円で補填しようとするものであります。

以上、平成29年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第9号から議第19号までの提案理由の説明を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思っております。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、お諮りします。平成29年度村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定されました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

日程第15 議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について

議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について

議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

議第26号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議第29号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定
について

議第31号 市有財産の譲与について

議第32号 市有財産の譲与について

議第33号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第20号から議第33号までの14議案についてを一括して議題とい
たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第20号から議第33号までの14議案について、
一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第20号は、村上市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本計画は、過疎

地域自立促進特別措置法に基づき、財政上の特別措置等を受けるため、その計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間として策定をしたものであります。このたびの変更内容につきましては、村上市公共施設等総合管理計画と整合を図るほか、荒川地区公民館建設事業やスケートパーク建設事業など各種事業に過疎債の適用を受けるため計画の変更をするものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この計画変更につきましては、新潟県との協議手続を既に終えております。

次に、議第21号は、村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識と経験を有する者などを期間を限って業務に従事させることができるよう条例制定するものであります。第2条では、専門的な知識経験を有する者を業務に従事させる場合、第3条では、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に任期を定めて職員を採用できる規定となっております。

なお、この条例に基づき本市における災害発生時の対応能力の向上と住民の皆様への防災教育の普及を目的に、専門知識を有する防災専門員の採用を検討してまいります。

次に、議第22号は、村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、個人情報保護法等改正法が本年5月30日から施行されることに伴い、地方公共団体が条例によって独自にマイナンバーを利用する場合において、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報連携が可能となったことから、村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例において定義規定の改正、条ずれの改正等所要の改正を行うものであります。

次に、議第23号は、村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、条例で定めている市長事務部局の職員を600人から535人へ、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関等の職員を110人から85人へ減員し、職員定数を813人とするものであります。

なお、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関等の職員につきましては、学校給食業務の委託等によって減少する予定であります。本年4月1日の職員数を下回る改正はできないことから、85人とさせていただいたところであります。

次に、議第24号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割取得、介護のための所定労働時間短縮措置である介護時間を設ける等の見直しを行ったものであります。

次に、議第25号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象になる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組、里親に委託されている子等を追加したものであります。

次に、議第26号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容といたしましては、市営蒲萄スキー場の索道運行に関する安全統括管理者について、鉄道事業法の規定により選任する必要があり、これまで市職員が就任してまいりましたが、経験年数等の選任条件を満たす職員の選任が困難となってきたことから、非常勤特別職として新たに加えるものであります。

次に、議第27号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。市長、副市長及び教育長の給料月額につきましては、1月に開催をいたしました特別職報酬等審議会から引き上げの答申をいただきましたので、その答申に基づき本年4月1日から引き上げる改正をするものであります。

次に、議第28号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例設定に伴い所要の改正を行い、行政職給料表、級別職務分類表に防災専門員を加えたほか、県の人事院勧告に準じて通勤手当等を改正及び介護時間を設けたことに伴い、給与の減額規定を改正するものであります。

次に、議第29号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第31号から議第33号の市有財産の譲与にも提案しておりますが、平成25年に策定した施設見直し計画後期に基づき、集落集会施設の関係地縁団体への移譲を進めるもので、今回は高根活性化センター、堀野集会施設、布部集会施設の3施設を移譲することに伴い、本条例から削除するものであります。

次に、議第30号は、村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平林小学校調理場及び神納小学校調理場が一部鉄骨木造建てで老朽化しており、耐震化も図られていないため、調理場業務を中止して平林小学校には砂山小学校調理場から、また神納小学校には神納中学校調理場から調理した給食を配送することとし、砂山小学校調理場及び神納中学校調理場を新たに共同調理場に追加するものであります。

最後に、議第31号から議第33号までの3議案につきましては、いずれも市有財産の譲与についてであります。議第31号は高根活性化センターを高根区に、議第32号は堀野集会施設を堀野区に、議第33号は布部集会施設を布部区に譲与するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまです。過疎の地域自立促進計画ということで、今回変更していくわけですが、見ると追加される部分が相当ございます。いわゆるスケートパークあるいは村上総合病院からの道です。周辺事業としての道路整備なのですが、ちょっと聞きたいのですが、土地の買収、例えば村上総合病院の周辺の道路の整備というのは2億7,000万円ぐらいかかる

わけですけれども、そのうち1億7,000万円くらいは土地の買収に使われるというような形になっておりますけれども、これは過疎債の対象というのは道の整備だけですか、それとも土地の買収等も過疎債の対象に入っていくのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（板垣喜美男君） 道路整備につきましては一貫制、途切れなくやる場合ですけれども、実施設計、それから土地の買収、道路の実際の本体の整備というもの全て過疎債の対象となります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 過疎債のほうというのは、大体年間にハード、ソフト等合わせてたしか2億円から3億円くらいだったと思うのです。これは5年計画ですので、一気に1年で全部やるわけではないのかもしれませんが、そうやって考えてみると、これだけ追加されるということに関して見れば、県のほうも今市長から了承されているのだよという話なのですが、果たしてどうなのだろうか。全部過疎債適用させて、5年の間にこれ全てできる事業内容なのかどうかという部分なのです。たしか2億円か3億円だったと思うのですが、その辺も含めてちょっとご答弁お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 額につきましては、財政課長のほうから申し上げますけれども、これまでもなかなかうちのほうも過疎債を充当する事業が大きくなったねということは承知をしております。そのため、県のほうにもその過疎債の充当枠についてはしっかりとこの医業資源を整備していくのだという大いなる目的があるので、少し大きく枠を配分してくれというようなお話を申し上げているのですけれども、ですから今までの状況とは少し変わった形での配分になっていくのかなと思っております。

現状の内容につきましては財政課長から。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（板垣喜美男君） 今の補正、平成28年度で申し上げますと、過疎債は今補正予算で提案しているものを含めまして10億8,470万円となります。それで、このうちソフト事業が3億9,060万円、残りのハードが6億9,410万円となっております。

それで、平成29年度分、今提案しております当初予算におきましては、過疎債につきましては全体ではまず18億4,270万円、それからそのうちハードといたしまして14億5,270万円、ソフトといたしましては3億9,000万円を予定しているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） わかりました。

私ソフトのことだけだったのかなと今ご答弁でわかったのですが、とりあえずハードもどんどん、どんどん過疎債を使って、市長のいわゆるやろうとしていることが有利な方向性でお金が借りられる。そして、埋められるという形でどんどん進めていただいて、これは大変いいと思うの

です、ふやして、それが県で承認されているということになれば。ただ、心配なのは、ソフト事業がハードで予算的に潰されないようにしてもらいたいということです。いろんなソフト事業もございますので、その辺見ながら進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 県との協議は調っているわけでありますけれども、県のほうもこれから今予算審議されています。ですから、トータルの国全体の中の過疎債の枠があるものですから、それと県に配分されたもの、その中の配分ということになるので、これからその部分はしっかりと声上げていかなければならないというのが現状です。ですから、議員のほうからもしっかりと地域の声だということをお願いしながら、ともにそれを確保してくるという作業をしていきたいというふうに思っております。

ただ、スケジュールの中で、いろんなこれから何年か経過をする中でやらねばならない時期、タイミングがありますから、それと同時にそこに乗っかるソフト事業につきましてもしっかりと継続をして、ともに両方進められるような形で財政計画を踏まえた上で進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 県のほうも、これから予算審査いろいろやっていくのでしょうかけれども、過疎債について見れば、各市町村で取り合いっこしていますので、その枠の中で、ぜひ村上のこのものがとれていくように頑張ってもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号から議第33号までの14議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託
に関する規約の変更について

議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について

議第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第34号から議第36号までの3議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第34号から議第36号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第34号は、胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更についてであります。現在本市の荒川地域、新発田市の加治川地域及び関川村は、収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務について規約を定めて胎内市に委託をしておりますが、本年3月31日をもって新発田市がこの事務委託を廃止することから、事務委託に関する規約を変更するものであります。

次に、議第35号は、村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定についてであります。本案は、平成30年度からの第2次村上市男女共同参画計画の円滑な策定を図るため、必要な事項を調査及び審議していただく附属機関の設置を制定するものであります。

最後に、議第36号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。本案は、本年7月から開設予定のあらかわ病児保育センターの指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。指定につきましては、公募により指定しようするものであり、指定期間につきましては、平成32年3月末までの2年9カ月であります。

なお、制定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号から議第36号までの3議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第37号 市道路線の認定について

議第38号 市道路線の変更について

議第39号 市道路線の廃止について

議第40号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について

議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第37号から議第41号までの5議案についてを一括して議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第37号から議第41号までの5議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第37号は、市道路線の認定についてであります。本案は、道路用地として寄附を受けた若葉町地内の2路線を新たに認定するものであります。

次に、議第38号は、市道路線の変更についてであります。本案は、一般国道345号旭橋のかけかえ工事の完了に伴い市道の位置がつけかえになったことから、5路線を変更するものであります。

次に、議第39号は、市道路線の廃止についてであります。議第38号と同様に、一般国道345号旭橋のかけかえ工事の完了に伴い橋の位置が変更され、つけかえ工事として整備をした市道において路線が重複となったため、1路線を廃止するものであります。

次に、議第40号は、村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、西興屋農村公園用地及び名割農村公園用地を地域住民の健康増進や集落行事等に供するための整備工事が竣工し、本年4月1日から西興屋農村公園及び名割農村公園として供用開始したいことから、本条例に追加しようとするものであります。

最後に、議第41号は、村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、河川法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、流水占有料等の納入の時期等について改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号から議第41号までの5議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第42号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第6号）

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第42号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,460万円を追加し、予算の規模を341億6,640万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、人事異動に伴う職員人件費の調整を行ったほか、各事務事業において精算及び精算見込みによる調整を行いました。

歳入におきましては、第1款市税で個人市民税などで1億6,100万円を、第10款地方交付税では普通地方交付税1億9,138万9,000円を、第14款国庫支出金では障がい者自立支援給付費負担金などで1,257万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。第15款県支出金では選挙費委託金などで629万5,000円を減額し、第18款繰入金では財政調整基金繰入金2億円を、環境衛生基金繰入金1,910万円を、義務教育施設設備整備基金繰入金3,400万円をそれぞれ減額し、第21款市債では生活交通確保対策事業債などで1億5,060万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費では財政一般管理経費において平成23年度及び平成24年度に交付された震災復興特別交付税のうち、過大に交付されていた分に係る返還金を新たに計上するなどで1億8,831万9,000円を、第3款民生費では障がい者自立支援経費などで6,911万6,000円をそれぞれ追加をいたしました。第4款衛生費では荒川郷施設維持管理経費で2,244万円を、第6款農林水産業費では農業振興経費などで524万円を、第7款商工費では雇用創出型創業チャレンジ交付金などで888万6,000円をそれぞれ減額をいたしました。また、第8款土木費では除雪対策経費などで5,002万3,000円を、第9款消防費では県内市町村共同利用型被災者生活再建支援システム負担金など614万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。さらに、第10款教育費では荒川地区公民館建設事業に係る測量設計等委託料などで1,924万8,000円を、第13款諸支出金では基金利子積立金322万1,000円をそれぞれ減額をいたしました。

第2条、継続費の補正は、荒川郷ごみ処理場解体事業の事業費確定による変更であります。

第3条、繰越明許費は、戸籍住民基本台帳経費など翌年度に繰り越して使用できる経費を計上をいたしました。

第4条、地方債の補正は、総務債などの限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号については、平成28年度一般会計予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第19 議第43号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第44号 平成28年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第2号）

議第45号 平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(三田敏秋君) 日程第19、議第43号から議第47号までの5議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第43号から議第47号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第43号から議第47号までは、平成28年度村上市特別会計補正予算についてであります。

最初に、議第43号は、平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ250万円を減額し、予算の規模を5億480万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において第3款繰入金では一般会計繰入金724万8,000円を減額し、第4款繰越金では前年度繰越金221万6,000円を、第5款諸収入では道路改良工事等支障施設工事補償料253万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業一般管理経費において、原材料費50万円を、山北地区施設維持管理経費において光熱水費など200万円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第44号は、平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、予算の規模を7,220万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において第3款繰入金で一般会計繰入金30万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員手当等30万円を追加をいたしました。

次に、議第45号は、平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,300万円を追加し、予算の規模を77億920万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において第1款保険料で1,046万9,000円を、第4款国庫支出金で1,444万1,000円を、第5款支払基金交付金で1,484万円を、第6款県支出金で662万5,000円を、第8款繰入金で一般会計繰入金662万5,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で5,300万円を追加をいたしました。

次に、議第46号は、平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでありま

す。歳入歳出予算の総額からそれぞれ500万円を減額し、予算の規模を52億1,650万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において第7款市債で500万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で公共下水道改築更新経費において事業費の精算見込みにより工事委託料500万円を減額をいたしました。

第2条、繰越明許費では、公共下水道改築更新経費の工事委託料で瀬波第2中継ポンプ場の自家発電装置等の機械設備について、ポンプ場に隣接する住宅地が騒音規制区域にあり、地域の騒音仕様に再検討が必要となり機械設備の製作におくれが生じたため、1,860万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものであります。

最後に、議第47号は、平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正の主な内容といたしましては、繰越明許について、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業の委託料及び工事請負費1億6,000万円を、降雪による施工時期の調整並びに今後の全市的な水道施設監視を行うための機種選定及び調整に相当な日数が必要となったため、翌年度へ繰り越しをお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号から議第47号までの5議案については、平成28年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

午後2時25分まで休憩といたします。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時25分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議第9号から議第19号までの平成29年度各会計予算の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切りかえます。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時50分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から施政方針並びに議第9号から議第19号までの平成29年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間大変ご苦労さまでございました。

午後 2時50分 散 会